

米沢市道路占用料徴収条例(昭和55年米沢市条例第11号) 新旧対照表

現 行					改 正								
(占用料の額) 第2条 略					(占用料の額) 第2条 略								
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)								
占有物件				単位	占用料	占有物件			単位	占用料			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱			1本につき1年	<u>420円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱			1本につき1年	<u>480円</u>		
	第2種電柱				<u>650円</u>		第2種電柱				<u>730円</u>		
	第3種電柱				<u>880円</u>		第3種電柱				<u>990円</u>		
	第1種電話柱				<u>380円</u>		第1種電話柱				<u>430円</u>		
	第2種電話柱				<u>610円</u>		第2種電話柱				<u>680円</u>		
	第3種電話柱				<u>830円</u>		第3種電話柱				<u>940円</u>		
	その他の柱類				<u>38円</u>		その他の柱類				<u>43円</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	4円		共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	4円		
	地下に設ける電線その他の線類				<u>2円</u>		地下に設ける電線その他の線類				<u>3円</u>		
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	<u>370円</u>		路上に設ける変圧器			1個につき1年	<u>420円</u>		
	地下に設ける変圧器			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>230円</u>		地下に設ける変圧器			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	<u>760円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	<u>850円</u>		
	郵便差出箱及び信書便差出箱				<u>320円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱				<u>360円</u>		
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960円</u>		広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870円</u>		
	その他のもの			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>760円</u>		その他のもの			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	<u>16円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	<u>18円</u>		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				<u>23円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				<u>26円</u>		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				<u>34円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				<u>38円</u>		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>45円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>51円</u>		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>68円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>77円</u>		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>91円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>100円</u>		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>160円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>180円</u>		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>230円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>260円</u>		
	外径が1メートル以上のもの				<u>450円</u>		外径が1メートル以上のもの				<u>510円</u>		
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		地下に設けるもの		長さ1メートルにつき1年	<u>2円</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設		自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの
その他のもの				<u>8円</u>	その他のもの			<u>9円</u>					
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	<u>610円</u>	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年		<u>680円</u>			
				その他のもの						上空に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>430円</u>
			<u>230円</u>				<u>260円</u>						
その他のもの				<u>760円</u>	その他のもの					<u>850円</u>			
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートルにつき1年	<u>760円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>		
法第32条第1項第5号に掲げる施設		地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		
	階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額								

		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			760円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	760円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	

		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430円
	地下に設ける通路			260円
	その他のもの			850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	87円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額